



平成28年2月19日

各 位

会社名 新報国製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 成瀬 正
(コード番号5542)
問合せ先 総務部長 成島 伸一
電話番号 049-242-1950

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款の一部変更」を平成28年3月29日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成28年3月29日開催予定の当社第83回定時株主総会において、必要な定款変更について、ご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分発揮できるよう会社法426条および427条に定める取締役の責任免除制度に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を第30条（取締役の責任免除）として新設す

るものであります。なお、第 30 条の新設につきしては、各監査役の同意を得ております。

- ③ 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当基準日の規定を新設するものであります。
- ④ その他、必要な規定、条数の変更及び文言の加除等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 3 月 29 日

以 上

【別紙】 定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更(案)
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役、取締役会、監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>取締役、監査役の員数及び選任</u>)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内、監査役は、4名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(<u>取締役及び監査役の選任方法</u>)</p> <p>第19条 <u>取締役及び監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役及び取締役会並びに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

<p>もって行う。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役及び監査役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、<u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 補欠として選任された<u>監査役</u>の任期は、退任した<u>監査役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
--	---

<p>(新設)</p>	<p><u>第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げるを除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 24 条～第 25 条（条文省略）</p>	<p>第 26 条～第 27 条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p><u>第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 26 条 監査役会の招集通知は会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 27 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 28 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会規定)</u></p> <p><u>第 29 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 30 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基</u></p>
--	---

<p>第 31 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第 33 条 当社の期末配当の基準日は、 毎年 12 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>づく責任の限度額は法令が規定する 額とする。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(中間配当)</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は、取締役会の決議により 毎年 6 月 30 日を基準日として、中 間配当を行うことができる。</u></p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p>
---	--